

令和元年 9 月 26 日

【振込手数料先方負担】ご利用  
法人向けインターネットバンキング契約者 各位

広島県信用組合

インターネットバンキング各種手数料の改定に伴う  
【振込手数料先方負担】の再確認のお願い

平素は広島県信用組合をご利用いただき有難うございます。

当組合は、令和元年 10 月 1 日から消費税法の一部が改正されることに伴い、インターネットバンキング月額基本料および振込手数料等を改定させていただきました。

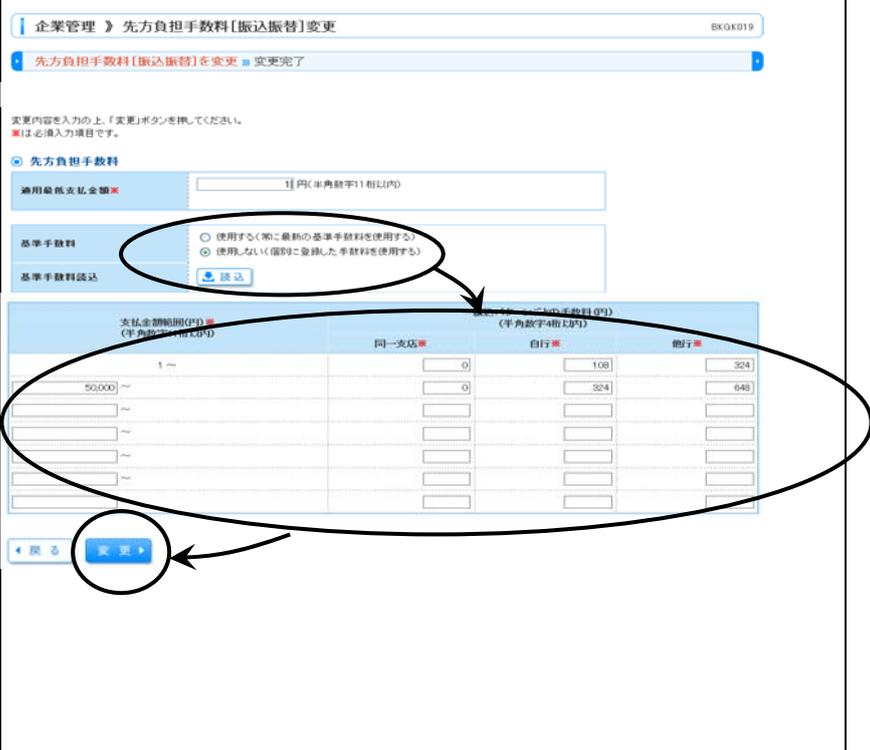
上記改定に伴い、振込指定日を 10 月 1 日以降とする振込処理（振込・振替、総合振込）をされた場合、自動的に改定後の振込手数料が適用されます。

なお、【振込手数料先方負担】をご利用の場合に限り、管理者メニューより【振込手数料先方負担】の金額変更が必要な場合がありますので、ご確認をお願い致します。

記

- 1 改定日  
令和元年 10 月 1 日（火）
- 2 改定後の手数料  
消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられることに伴い、各種手数料につきまして新消費税 10%を適用させていただきます。
- 3 振込手数料先方負担の確認、変更方法  
【振込手数料先方負担】をご利用のご契約者におかれましては、「マスターユーザ」でログインいただき、お客さまご自身で新消費税相当額の手数料にご変更いただく必要がございます。  
本紙裏面に変更方法を記載しておりますので、ご確認ください。

（裏面に続きます）

No.	操作	画面
1	マスターユーザの方でログインしてください。	
2	<p>管理画面の手数料先方負担手数料[振込振替]の変更ボタンを選択します。</p> <p>※データ伝送をご契約の場合は、            手数料先方負担手数料[総合振込]の変更            を選択します。</p>	
3	<p>基準手数料欄で使用する（常に最新の基準手数料）            を選択されている場合、自動的に基準手数料が適用されますので変更作業は不要です。</p> <p>基準手数料欄で            使用しない（常に最新の基準手数料）            を選択されている場合、必要に応じて、お客様ご自身で先方負担手数料、            支払金額範囲を変更してください。</p>	

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

